看護経済・政策研究学会　会則

第１章　総則

第１条　本会は看護経済・政策研究学会と称する。
2　本会の英文名は Japan Society of Nursing Economics and Policies とする。

第２章　目的

第２条　本会は看護経済・政策および看護経営・管理に関する研究者と実践家相互の連携と協働、および研究を促進し、国内外の関連学会と連携を図りつつ、社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

第３章　事業

第３条　本会は前条の目的を遂行するために次の事業を行う。
一　看護の経済学的、政策学的、経営学的および管理学的研究
二　上記研究に関する学術集会、講演会等の開催ならびに会誌の刊行
三　会員の研究の便宜及び親睦に関すること
四　その他本会の目的達成に必要な事業

第４章　会員

第４条　本会の会員は次のとおりとする。
一　正会員
二　賛助会員
三　名誉会員

第５条　正会員とは、本会の目的に賛同する看護経済・政策・経営・管理に関心のある研究者もしくは実践家であり、本会所定の入会手続きを経て理事会の承認を得た個人をいう。

第６条　賛助会員とは、本会の目的に賛同する個人または団体で、本会所定の入会手続きを経て理事会の承認を得たものをいう。

第７条　名誉会員とは、本会の発展に多大な貢献をした者で、理事長が理事会および評議員会の議を経て会員総会に推薦し、承認を得た個人とする。

第８条　会員は毎年一定期日までに会費を納入しなければならない。
2　会費の金額は、理事会及び評議員会において決定し総会の承認を受けるものとする。
3　名誉会員はこれを免除する。

第９条　退会は本人の申し出による。なお死亡または失踪の場合は退会したものとみなす。
2　会員であって次の各号のいずれかに該当した者は、理事会及び評議員会の承認を得て除名することがある。
一　本会の名誉を著しく傷つけた者
二　会費の納入を２ヵ年以上怠った者

第 5 章　役員および学術集会長

第 10 条　本会に次の役員をおく。
一　理事長　1 名
二　副理事長　1 名以上
三　理事　5 名以上 10 名以下
四　監事　1 名以上 3 名以下
五　評議員　定数は別に定める

第 11 条　役員の選出および任期は次のとおりとする。
一　理事長の選出は理事の互選とし、会員総会の承認を受けるものとする。任期は 2 年とし、3 期を限度として再任を妨げない。
二　副理事長は、理事長が理事のうちから指名するものとする。任期は 2 年以内かつ理事長の任期を超えないものとし、再任を妨げない。
三　理事および監事の選出は、評議員の互選とし、会員総会の承認を受けるものとする。任期は 2 年とし、再任を妨げない。
四　理事は、上記により選出される者とは別に、理事長が若干名を指名することができる。
五　評議員は、会員中より別に定める評議員選挙結果に従い選出する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。
六　評議員は、上記により選出される者とは別に、理事長が若干名を指名することができる。
七　役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 12 条　役員は、次の職務を行う。
一　理事長は本会を代表して会務を総括する。理事長は会務を遂行するために委員会をおくことができる。
二　理事長に事故あるときは、副理事長のうち 1 名がその職務を代行する。
三　理事は理事長の命に従って委員会またはその他の会務を担当する。
四　監事は本会の会計、資産及び事業を監査し、その結果を評議員会に報告する。監事は監査結果について特に必要のあるときは、第 16 条第 2 項の規定にかかわらず評議員会を招集することができる。
五　評議員は評議員会において理事会の諮問に応じ本会の運営に関する重要事項を審議する。

第 13 条　学術集会長は学術集会を総括する。
2　学術集会長は、評議員会で会員中より選出し、会員総会の承認を受けるものとする。
3　学術集会長の任期は 1 年とする。
4　学術集会長は、その開催の前年度および当該年度において理事に就任するものとし、また評議員会に出席し、意見を述べることができる。

第 6 章　会議

第 14 条　本会に次の会議を置く。
一　理事会
二　評議員会

三　会員総会

第 15 条　理事会は理事をもって構成し、本会の会務を計画・立案する。
2　理事会は理事長がこれを招集し、過半数の出席をもって成立する。

第 16 条　評議員会は評議員をもって構成し、理事会の諮問に応じ、会費の金額、会員の除名、役員の互選その他本会に関する重要事項を審議する。
2　評議員会は理事長が招集し、過半数の出席をもって成立する。

第 17 条　会員総会は次の事項を議決する。
一　理事長、監事の承認
二　会則の変更
三　予算、決算の承認
四　事業計画、事業報告の承認
五　その他評議員会において必要と認めた事項
2　会員総会は理事長が招集する。
3　会員総会は会員現数の 20%以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。
4　会員総会の議決は、出席した会員の過半数による。
5　理事会が必要と認めたとき、理事長が招集して臨時総会を開催する。

第 7 章　運営組織

第 18 条　本会は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の議を経て委員会を設けることができる。
2　委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第 19 条　本会の事務を処理するために事務局をおく。事務局長をおく場合は理事会において選任する。
2　本会の事務を担当させるため、幹事若干名をおくことができる。
3　幹事は会員中より理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

第 8 章　事業年度

第 20 条　本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

第 9 章　会則の変更

第 21 条　本会則の変更は、理事会及び評議員会の議を経た後、会員総会の議決を経ることを必要とする。

第 10 章　雑則

第 22 条　本会則に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は別に定める.

附則　　本会則は、2010 年 9 月 23 日から施行する。
附則　　本会則の改正は、2013 年 10 月 19 日から施行し、2012 年 7 月 1 日から遡って適用す

る。

附則　本会則の改正は、2023 年 10 月 28 日から施行する。なお、第 20 条の改正に伴い、事業年度について、2023 事業年度は設けず、2022 事業年度を移行期間として 2022 年 7 月 1 日より 2024 年 3 月 31 日までとし、2024 年度より第 20 条に定める事業年度とする。また、2022 事業年度選出の役員は、2022 事業年度の終了をもって任期満了とする。